



リコーグループの環境綱領

リコーは、経営理念に基づき1992年に環境綱領を制定し、1998年、2004年、2008年に改定を行いました。環境綱領は、リコーグループが実施すべき環境保全に関する基本方針と行動指針を明示したものであり、環境保全活動と経済価値の創出を同時実現する「環境経営」を目指すリコーグループのコミットメントとして位置づけられます。当初の環境綱領では、地球環境を大切に、環境保全活動を展開していくことを企業の優先活動のひとつとして強く認識することを明記し、事業所と製品の側面から環境保全に取り組む行動指針を定めました。その後は環境問題のグローバル化やグループの活動の進化を反映して改定を重ね、環境保全と経営を同軸とする「環境経営」の考え方や持続可能な社会の実現に貢献する決意などを加えてきました。2008年に改定された現在の環境綱領では、右記の①～③が特徴です。

基本方針

リコーグループは、
環境保全は我々地球市民に課せられた
使命と認識するのみならず、
環境保全活動と経営活動を同軸であると考え、
自ら責任を持ち、全グループをあげてその活動に取り組む。

行動指針

1. (高い目標)
法規制の遵守はもとより、自らの責任において、社会の期待を先取りした高い目標を設定し、その実現を通じて経済価値の創出に努めていく。
 2. (環境技術開発)
顧客価値を創造し、広く社会にも活用される革新的な環境技術開発をすすめていく。
 3. (全員参加の活動)
すべての事業活動において環境への影響を把握し、全員参加で汚染予防や、エネルギーおよび資源の有効利用について継続的改善を行っていく。
 4. (プロダクト・ライフサイクル)
商品とサービスの提供にあたっては、調達・生産から販売・物流・使用・リサイクル・廃棄に至るすべての段階における環境負荷の低減に努めていく。
 5. (意識向上)
一人ひとりが広く社会に目を向け、積極的な学習を通して意識向上を図り、自ら責任を持って環境保全活動を進めていく。
 6. (社会貢献)
環境保全活動への参画・支援によって、持続可能な社会の実現に貢献していく。
 7. (コミュニケーション)
ステークホルダーと連携した環境保全活動を展開し、積極的なコミュニケーションを通して社会の信頼を得る。
- 1992年2月制定 2008年2月改定

①環境保全を地球市民であるわれわれの使命と認識します。
ですから法的な要求事項を守ることは当然として、地球環境保全目的の達成に必要な高いレベルの目標を自ら設定し、その実現に努めます。

②製造段階だけでなく、原材料・部品の製造や、製品の使用・廃棄時の環境負荷も含む、ライフサイクルでの環境負荷を低減します。

③広く社会に活用される革新的な環境技術開発を進めるとともに、全員参加の改善活動に取り組みます。

こうした特徴は、2009年設定の「中長期環境負荷削減目標」など、リコーグループの活動に一貫して受け継がれています。環境綱領が制定された1992年は、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで国連環境開発会議（地球サミット）が開催され、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が採択された年です。この時期に環境保全を経営の優先課題として位置づけた背景には「ノンリグレット・ポリシー」に至るリコーの考え方がありました。ノンリグレット・ポリシーは、気候変動枠組み条約COP3（京都会議）の翌年1998年に、リコーの桜井正光社長（当時、現会長）が提唱したもので、「CO₂削減活動は、それ自体がコストダウンにつながり、お客様の生活を豊かにする役に立つはずであり、リコーグループは、事業成長との両立が可能になる形で環境保全活動を推進していく。だから万が一、将来CO₂などの温室効果ガスが地球温暖化の原因ではないと判明したとしても、私たちは決して後悔することはない」というものです。当時は、気候変動問題の原因に関する科学的な知見も統一されておらず、温室効果ガスの増加が地球温暖化の原因であるという説に懐疑的な姿勢を持つ人も多かった中、リコーはCO₂削減に取り組むとともに、環境保全を事業活動の重要な柱のひとつと捉え自らの責任で取り組むことを決めました。科学的な議論である以上、異論があるのは当然です。決着を待っていたのでは手遅れになってしまうでしょう。今取り組むべき問題があつて、その解決を新たな価値創造に結びつけることができるならば、議論の結論がどうあれ、私たちは決して後悔することはないはず。それがリコーのノンリグレット・ポリシーです。